



事故防止メルマガ「Think」／Vol. 129
【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2016年7月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～得意先でのセクハラは会社の責任？
- 3・交通事故の裁判事例～追突した後続車の前方不注意の過失を4割と認定
- 4・今日の朝礼話題～雨の日は歩行者の危険行動を予測しておこう
- 5・【新発売】小冊子「錯視・錯覚に注意して事故を防ごう」
- 6・【新発売】DVD「絶対にダメ！飲酒運転」



★7月前半の安全管理ごよみ

- ◆1（金）
——国民安全の日
- ◆1日（金）～7日（木）
——全国安全週間
- ◆1日（金）～14日（木）
——平成28年度Gマーク（安全性評価認定）申請受付
- ◆1日（金）～31日（日）
——夏季労働災害防止強調運動
——車内事故防止キャンペーン（バス）
——熱中症予防強化月間

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2016/06/10/kongetsu-untankenri-16-7/>

—★PR★—

フォークリフトオペレーターの安全指導に悩んでいませんか？

オペレーターの危険な運転ぶりや危険な作業の癖などをドライブレコーダーの映像でいち早く発見し、安全指導ができるサービス・プログラムがあります！

物流会社の経験豊かな安全管理者が、実際の映像をもとに指導します！

【詳しくはこちら↓】

<http://www.tbr-gazosindan.com/>

(タカラ物流システム(株)のサービス紹介ページに移動します)

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、安全管理の疑問、質問に答えます。

第38回 「得意先でのセクハラは会社の責任？」

【質問】

弊社の従業員が得意先の女性に言い寄ったとして、取引先からクレームが来しました。会社としては丁寧にお詫びしたのですが、取引停止になりました。さらに相手の女性が「あのような行為をする従業員がいるのは会社が教育をしていないからだ!」として、弊社にも法的措置を検討しているとのこと。このように従業員が得意先の女性に行ったセクハラにおいて、会社はどこまで責任を負うのでしょうか?またセクハラに対してどこまで教育しておくべきなのでしょう?

【回答】

セクシュアル・ハラスメントの定義は多義的なものといえますが、法律の定めとしては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(いわゆる男女雇用機会均等法)第11条1項において定められています。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/06/01/houritsu-37-sekuhara/>

■交通事故の裁判事例

今回は、高速道路上に停止して口論していた2台の車両に後続車が追突した事故の過失割合の事例を取り上げます。

『追突した後続車の前方不注意の過失を4割と認定』

【事故の状況】

平成23年4月16日午前1時ごろ、Aは大型貨物自動車を運転して、三重県の伊勢湾岸自動車道の走行車線を走行していたところ、前方に停止していた乗用車B車に気づくのが遅れて追突しました。

追突されたB車は、その衝撃で前に停止していた乗用車C車に衝突し、C車の横に立って口論していたBとCを死亡させました。

Aは、BとCは何ら正当な理由がなく走行車線上に車を停車させ、ハザードランプを点灯させず停止表示機材も置くことなく路上で口論しており、二人の過失は極めて大きく自分の過失は10%を超えることはないと主張しました。

これに対して、裁判所は次のように述べて追突したAの過失を40%としました。

【裁判所の判断】

「BとCの高速道路走行車線上の停車行為は、必要性・相当性が何ら見い出せないものであって、重大な過失に当たる。また、後方に停車したB車は停止表示器材の設置等もとより、ハザードランプの点灯による警告措置を取っていない」

「他方、Aは約22.2m前方にいったんB車を発見しており、その後前方注視を怠らなければ同車が停止していることに気づき安易に回避措置を取ることが可能であったにもかかわらず、考え事やわき見によってB車の停止に直前まで気づかなかった」

「事故現場付近は、見通しがよく外灯により比較的明るい状態であったこと、Aの先行車はB車とC車を回避できていることなどからすると、Aの前方不注意の程度は著しいものであったといえる」

「こうした事情に照らすと、BとC、Aの過失割合はBとCを総体と見て60%、Aは40%と認める。またBとCの過失割合はいずれも50%と認めるのが相当である」

として、今回の事故の過失割合をA40%、B30%、C30%と認定しました。

(神戸地裁 平成25年5月23日判決)

■今日の朝礼話題

『雨の日は歩行者の危険行動を予測しておこう』

梅雨の季節に入り、これから雨の中を走行する機会が増えてくると思います。雨天時の運転で注意しなければならない点はいろいろありますが、今日は歩行者や自転車の危険な行動についてお話しします。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/06/15/tw-ame-hokousya/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただ

る「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。
（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】小冊子「錯視・錯覚に注意して事故を防ごう」

★本小冊子が6月19日（日）午前8時25分から放送のNHK「サキどり」で紹介されます。ご興味のある方は、ぜひご覧ください。

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円＋税（5冊セット価格・送料実費）

※監修 杉原厚吉（「計算錯覚学の構築」チームリーダー）

安全運転のためには、正確な認知・判断・操作が求められます。しかし、人間は状況によって錯覚を起こし、正確な認知ができないために、事故につながる可能性があります。

本書は、上り坂と下り坂の見え方など、具体的にどのような運転場面で錯視・錯覚が起こるのかを紹介していますので、実際の運転において同じような運転場面に遭遇した際に、錯視・錯覚を自覚しやすくなります。

巻末には、こういった運転場面で錯視・錯覚に注意すべきかを確認できるチェックリストを設けています。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/McMtFv>

■【新発売】DVD「絶対にダメ！飲酒運転」

※仕様 DVD／カラー21分

※価格 66,000円＋税（送料弊社負担）

※指導 金光義弘（川崎医療福祉大学臨床心理学科特任教授）

※製作 新生映画

本作品は、アルコールが運転にどのような影響を与えるか、その危険性を再現ドラマを交え、CG、実験で明らかにしています。とくに「酒気残り」が運転に与える影響に注目し、体内のアルコール残量とドライバー本人の酔いの感覚とに大きなズレがあることを検証し、注意を促します。

また、飲酒運転の罰則も解説していますので、「飲酒運転は犯罪であり絶対に許さない！」と飲酒運転根絶を強く訴える内容です。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/XGh4JD>

※シンク出版では他にも交通安全教育ビデオを多数取り揃えております。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/nkekb0>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成28年6月15日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■ □ ————— □ ■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501
TEL 06-6809-1989
FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL <http://www.think-sp.com/>

■ □ ————— □ ■